

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険証の更新や保険料の免除申請の受け付けなどが始まります。保険証の有効期限が切れる人、手続きなどが必要な人は、手続方法や日程などを確認して、不明な点は担当部署にお問い合わせください。

## 国民健康保険 保険証の定期更新 など

### ■保険証の定期更新

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、平成29年7月31日(月)です。7月下旬に新しい保険証（一般＝クリーム色、退職＝薄橙色）を普通郵便で送付します。

簡易書留での郵送や窓口での交付を希望する人は、7月11日(火)までに保険健康課保険業務係または各支所市民保険係にお問い合わせください。

### 【見本】

一般保険証（クリーム色）

退職保険証（薄橙色）

### ■臓器提供意思表示欄

臓器提供に対する自分の意思表示ができるように、保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。臓器提供意思表示欄の記入は任意です。

**【臓器移植とは】** 病気や事故により臓器が機能しなくなった人に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療です。

### 【注意事項】

- ▷臓器提供意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療内容に違いが生じることはありません。
  - ▷油性のペンで記入してください。記載内容を隠すための保護シールが必要な人は、保険健康課保険業務係または各支所市民保険係の窓口へ。
  - ▷記入後、内容を変更したいときは二重線を引くなどして、新たな意思を記入してください。
- ※詳しくは、同封のパンフレットをご覧ください。

臓器提供意思表示欄付き  
保険証裏面

### ■国民健康保険の手続きにはマイナンバー（個人番号）が必要です

届出などを窓口で提出するときには、「世帯主と対象者全員分の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）」と「窓口に来る人の本人確認書類」を持参してください。

※本人確認書類は、次の一覧を確認ください。

別世帯の人が窓口に来るときは、任意代理人の人は委任状を、法定代理人の人は戸籍謄本などその資格を証明する書類を持参してください。

### 【本人確認書類一覧】

<p>官公署などの発行する顔写真が入ったもの (いずれか1点の提示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷運転免許証</li> <li>▷パスポート</li> <li>▷住基カード様式第2（顔写真あり）</li> <li>▷個人番号カード</li> <li>▷身体障害者手帳</li> <li>▷在留カード（外国人住民）</li> <li>▷特別永住者証明書（外国人住民）</li> <li>▷一時庇護許可書・仮滞在許可書</li> <li>▷運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の交付）</li> <li>▷療育手帳</li> <li>▷雇用保険受給資格者証</li> <li>▷精神障害者保健福祉手帳（顔写真あり） など</li> </ul>
<p>官公署などの発行する顔写真の入っていないもの (いずれか2点の提示)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷住基カード様式第1（顔写真なし）</li> <li>▷医療保険証</li> <li>▷介護保険証</li> <li>▷年金手帳・年金証書</li> <li>▷各種医療受給者証</li> <li>▷保護受給証明書</li> <li>▷運転経歴証明書（平成24年3月31日以前の交付）</li> <li>▷精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし） など</li> </ul> <p><b>【そのほか】</b> 上記「いずれか2点の提示」の1つに、次のいずれかを組み合わせると2点としても可 ※次の2点のみを提示しても不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▷氏名および住所の記載された公共料金の領収書</li> <li>▷官公署発行の本人宛郵便物 など</li> </ul>

【問合先】 保険健康課保険業務係 ☎24 - 1111内線2134・2180

## 後期高齢者医療制度 保険証の更新 など

### ■保険証が新しくなります

現在の保険証(青色)の有効期限は、7月31日(月)までです。8月1日(火)から新しい保険証(オリーブ色)に変わります。新しい保険証が届いたら、住所、氏名、一部負担割合などを必ずご確認ください。

**【対象】** 75歳以上の人。または65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人で、本人の申請により、県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

**【一部負担割合】** 1割または3割(平成28年中の所得によって決定します)

**【交付時期】** 7月下旬に郵送します。8月直前になっても届かない場合はお問い合わせください。

※8月以降に75歳になる人の保険証は、誕生日の前月に送付します。

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額証)も7月31日(月)が有効期限です。

現在所有していて、次の要件を満たしている人は保険証と一緒に郵送します。

**【要件】** 保険料の滞納がなく、平成29年度の住民税が非課税世帯であり、世帯内に所得の未申告者がいないこと

※新規交付についてや、8月以降も長期入院該当の減額証が必要な人は、お問い合わせください。

### ■高額療養費

8月から、70歳以上の高額療養費の上限額が変わります。

**【高額療養費制度】** ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、所得に応じて決まっています。

適用区分	8月～	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
課税所得(145万円以上)	57,600円	変更なし
課税所得(145万円未満)	14,000円(年間上限:14万4,000円)	57,600円(多数回) 44,400円

※詳しくは、お問い合わせください。

### ■保険料の通知書

平成29年度の保険料額決定通知書を7月下旬に送付します。保険料は、1人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、前年の所得に応じた「所得割額」の合計額があり、今年度から高くなる人がいます。

均等割額	46,308円
所得割額	基礎控除(33万円)後の前年の総所得金額などの9.16%

▷10円未満切り捨て、限度額は57万円です。

▷世帯の所得によって、均等割額の一部が軽減される場合があります。

### 【保険料が前年より高くなる人】

均等割の軽減	加入する前日に会社の健康保険などの被扶養者であった人	9割→7割軽減
所得割の軽減	基礎控除後の所得が58万円以下の人	5割→2割軽減

※納付方法は、「特別徴収」(年金から天引き)、「普通徴収」(納付書・口座振替で納付)の2通りがあります。納付方法が変更されている人もいますので、通知書を確認ください。

詳しくは、保険証と同封の「制度のご案内」をご覧ください。

### ■光熱水費の負担

10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の人の光熱水費負担額が見直されます。

医療療養病床に入院している65歳以上	10月～平成30年3月	平成30年4月～
医療の必要性の低い人	370円	
医療の必要性の高い人(指定難病でない人)	200円	370円

指定難病の人、老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

医療療養病床に入院する65歳以上の人を対象であり、65歳未満の人や、一般病床・精神病床などに入院している人は対象外です。

**【問合先】** 保険健康課後期高齢者医療係 ☎24 - 1111内線2181・2187

(光熱水費の負担について：国民健康保険に加入の人は保険健康課保険業務係 ☎24 - 1111内線2134・2180)